

「 **Machida** 協力会 」 会則

2021年12月20日 改訂

「 Machida 協力会 」 会則

第1条 (名称及び事務所)

名称を Machida 協力会 (以下本会という) と称し、本会の事務所を
堺市北区北花田町4丁110番地8 株式会社町田工務店内に置く。

第2条 (目的)

本会は、株式会社町田工務店の経営理念、経営方針を遵守したうえで、株式会社町田工務店と円滑、積極的な取引を為し、事業場の安全衛生、能率向上及び技術経営改善等の業務を推進することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全衛生に関する事項
- (2) 株式会社町田工務店への紹介活動の推進に関する事項
- (3) 講演会、講習会、CS、安全パトロールなどの開催に関する事項
- (4) 株式会社町田工務店の方針徹底に関する事項
- (5) その他本会の目的達成上必要な事項

第4条 (会員の資格)

- (1) 本会の会員は、株式会社町田工務店及び取引の全ての協力業者をもって組織する。
- (2) 本会の協力業者の会員は、株式会社町田工務店の規定により評価を受け評価基準を満たさなければならない。
- (3) 本会の会員になろうとする者は、株式会社町田工務店の評価基準を満たし、且つ永続し得る見込みの業者であり、株式会社町田工務店社長の承認を受けたものとする。

第5条 (役員)

本会に下記の役員を置く。

会長	1名	(協力業者より選任)
副会長	1名	(協力業者より選任)
会計	1名	(協力業者より選任)
事務局	1名	(株式会社町田工務店社員より選任)

第6条 (役員を選任)

- (1) 会長は協力業者からの推薦と株式会社町田工務店の承認により選任する。
- (2) その他役員は会長からの推薦と株式会社町田工務店の承認により選任する。
- (3) 事務局は株式会社町田工務店からの推薦により選任する。

第7条 (役員職務)

- (1) 会長は本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を担当する。
- (4) 事務局は、会計の監査をする。

第8条 (役員任期)

- (1) 役員は、会社が推薦した会員とし、総会において承認する
- (2) 役員任期は5年とする。

第9条 (会議)

本会は総会及び役員会とする。通常総会は、年1回開催し会務会計の報告を行い役員改選、その他主要事項を協議決議する。役員会は随時開催とする。

- (1) 総会、役員会は会長が召集する。
- (2) 総会、の議長は、会長が当る。
- (3) 総会、の議決は出席人員の過半数をもって行う。
可否同数のときは議長が決める。

第10条 (事業年度)

本会の会計年度は毎年9月21日に始まり翌年9月20日に終わる。

第11条 (経費)

本会の経費は、会員の協力会費をもってこれに充当する。

- (1) 協力会費は本会の運営に必要な経費、安全衛生に関する経費、手直し工事金に関する経費等とし、支払い金額に対し6/1000を納入する。
- (2) 納金は如何なる理由があっても一切返却しない。

第12条 (慶弔見舞)

本会の慶弔見舞は別紙によりこれを行う。

第 13 条 （会則の変更）

本会則は、役員会により変更することができる。

第 14 条 （解散）

本会の解散が必要と認められた場合役員会で審議・可決にて解散することができる。

第 15 条 （その他）

本会会則に記載のない事項については、本部役員会において決議し、必要に応じて会員に報告する。

（附 則）

退会した者が再び会員になろうとする時は、会則第 4 条の手続きを再度行う。

慶弔見舞内規

本会員の慶弔見舞は、下記の場合に支給する。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 会員代表者並びに代表者の配偶者死亡の場合 | |
| 会 員 | 1万円 程度 及び 献花 |
| (2) 会員が入院した場合 | 1万円 程度 |
| (3) 会員が災害にあった場合 | 1万円 程度 |
| (4) 会員又はその後継者が、結婚した場合 | 3万円 程度 |
| (5) その他会長が役員会に諮り必要と認めた場合 | 3万円以内で必要と認めた額 |
| (6) 業務災害補償保険 保険金支払特約 | |